株式会社ケアネット熊谷サービスセンター訪問介護運営規程

（事業の目的）
第１条　この規程は、（株）ケアネットが開設する指定訪問介護事業所「株式会社ケアネット熊谷サービスセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態ある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。
（運営の方針）
第２条　事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
１　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し､計画に沿って､入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
２　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
（事業所の名称等）
第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
１　名称　　株式会社ケアネット熊谷サービスセンター
２　所在地　　熊谷市中奈良１２２４番地１９
（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
１　管理者　１人
　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
　また管理者は、事業所の従業者に訪問介護及び介護予防訪問介護の規程を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
２　サービス提供責任者　1人以上
　サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
３　訪問介護員　常勤換算方法で2.5人以上
　訪問介護員は、訪問介護及び介護予防訪問介護の提供に当たる。
（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
１　営業日　　月曜日から金曜日とする。
　　ただし、１２月３０日から１月３日を除く。
２　営業時間　　８：３０～１７：３０
３　サービス提供日　　祝日を含む毎日
４　サービス提供時間　　８：００～２２：００

（訪問介護の内容及び利用料等）
第６条　指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
（１）　身体介護
（２）　生活援助
１　第９条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の地域をこえたところから、その実費（２４円/㎞）を徴収する。
２　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
（緊急時等における対応方法）
第７条　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
１　事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
２　訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
（苦情処理）
第８条　事業の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、熊谷市、深谷市とする。
（個人情報の保護）
第１０条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護に対する基本方針（プライバシーポリシー）」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
（２）従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
（３）従業者であった者に､業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を徹底する。
（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
（２）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
（３）事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。（年1回以上）
（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事業継続計画について）
第１２条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して障害福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施するものとする。（年1回以上）
（衛生管理等）
第１３条　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。
（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置（年２回以上）
（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
（３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（年１回以上）
（身体拘束等の禁止）
第１４条　事業所は、居宅介護等の提供にあたっては、利用者又はたの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）をおこなってはならない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等をおこなう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備すること。
（３）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（年1回以上）
（その他運営についての留意点）
第１５条　事業所は、適切な訪問介護サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。
（１）採用時研修　　採用後３か月以内
（２）継続研修　　年１回以上

付　　則

この規程は、平成１4年2月１日から施行する。
この規程は、平成１4年4月１日から施行する。
この規程は、平成１5年4月２１日から施行する。
この規程は、平成17年１月２１日から施行する。
この規程は、平成１８年５月１０日から施行する。
この規程は、平成１８年１２月２１日から施行する。
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年７月１７日から施行する。
この規程は、平成２０年７月２１日から施行する。
この規程は、平成２０年８月１日から施行する。
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
この規程は、平成２５年９月１日から施行する。
この規程は、平成２７年８月１日から施行する。
この規程は、平成２９年２月１日から施行する。
この規程は、令和２年８月１日から施行する。
この規程は、令和６年１月１日から施行する。
この規程は、令和７年６月１日から施行する。